

2025 年 10 月 14 日

各位

会社名 株式会社カイテクノロジー
代表者名 代表取締役社長 勝屋 嘉恭
(コード 5581 TOKYO PRO Market)
問合せ先 取締役 田熊 眞司
TEL 03-6273-0408

自己株式の取得に係る事項の決定に関するお知らせ

当社は、2025 年 10 月 14 日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を図る為、自己株式の取得を行うものであります。

2. 取得に係る事項の内容

(1)取得する株式の種類	当社普通株式
(2)取得する株式の総数	458,400 株 (上限) (発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 10.9%)
(3)株式の取得価額の総額	88,471,200 円 (上限)
(4)取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付け
(5)取得日	2025 年 10 月 30 日 (予定)
(6)その他	当社の株主であり代表取締役社長である勝屋嘉恭氏及び株主である勝屋奈緒子氏、伊地知高之氏より、その保有する当社普通株式の全部について応じる旨の連絡を受けております。 なお、代表取締役社長である勝屋嘉恭氏は当社の支配株主である株式会社リーブルの議決権の過半数を所有しているため、本自己株式取得は「支配株主との取引等」に該当します。

(注 1) 当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もあります。

(注 2) 取得予定株数に対当する売付注文をもって買付けを行います。

(ご参考) 2025 年 10 月 14 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式数（自己株式を除く）	4,200,000 株
自己株式数	0 株

3. 支配株主との取引に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

本自己株式取得は、当社の支配株主である株式会社リーブルの議決権の過半数を所有している当社代表取締役勝屋嘉恭氏が売り手として参加することを予定したものであるため、支配株主との取引等に該当します。

当社が 2024 年 11 月 28 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

「支配株主との取引はありませんが、取引が発生する場合は、当該取引条件を一般の取引条件と比較検討を行い決定し、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。」

本自己株式取得は、以下の指針に基づいて決定されたものであります。

(2) 公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

公平性を担保するための措置として、当社は、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用し、基準値段での本自己株式取得を行う予定です。利益相反を回避するための措置に関する事項として、本件取引に関して利害関係を有しない取締役 5 名（監査等委員である社外取締役 3 名を含む）のみで本自己株式取得に係る取締役会の審議及び決議を行っております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見

本自己株式取得に関する取締役会の決議に際しては、支配株主と利害関係のない取締役 原 仁美氏、田熊 眞司氏、社外取締役 藤原 拓也氏、松本 卓也氏、長谷川 園恵氏より、本日付で、本自己株式取得は、以下のとおり公平性を担保する措置及び利益相反回避措置が取られていることから、少数株主にとって不利益ではない旨の意見書を得ております。

- ① 本自己株式取得が経営環境の変化に応じた将来の柔軟な資本政策の遂行を目的としていること。
- ② 本自己株式取得に係る取締役会の審議及び決議は、利害関係を有する代表取締役勝屋嘉恭氏を除いた取締役のみで実施することとしており、意思決定過程の公正性の確保、利益相反を回避するための措置が取られていること。
- ③ 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において買付の委任を行う方法によりなされる取引であるため、価格の公正性が担保され、かつ他の株主にも取引機会が平等に与えられており、取引条件の公平性が確保されていること。

以上